

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部都市計画課 No.015

処 分 名	景観整備機構の指定
処 分 の 概 要	市長は、市民の皆さんを含めた民間団体による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図るため、一定の景観に関する知識や保全・整備能力を有する公益法人、または特定非営利活動法人（NPO）を景観整備機構として指定することができます。
根拠法令等・条項	景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 92 条第 1 項
審 査 基 準	<p>景観法第 92 条第 1 項の規定による基準の他、要領に定めた以下の指定方針によって、判断します。</p> <p>◆春日部市景観整備機構の指定に関する事務取扱要領に定められた指定方針</p> <p>次の掲げる基準に適合していると認められる場合、景観整備機構の指定をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業執行体制が、法第 93 条に規定する機構の業務を適正かつ確実に行うことができると認められること。</li> <li>2. 法第 93 条に規定する機構の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経済的基礎を有すると認められること。</li> <li>3. 法第 95 条第 3 項の規定により指定を取り消されたものにあつては、その処分のあつた日から 2 年以上経過した法人であること。</li> </ol>
標準処理期間	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階都市計画課窓口への提出
備 考	

## ■景観法

(指定)

第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(機構の業務)

第九十三条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。

三 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。

四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

五 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。

六 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

## ■春日部市景観整備機構の指定に関する事務取扱要領

(指定の申請)

第2条 法第92条第1項の規定による機構の指定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した景観整備機構指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(1) 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) 事務所の所在地

(3) 指定後の予定業務

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款又は寄付行為

- (2) 前事業年度の事業報告書及び事業活動収支決算書並びに貸借対照表
  - (3) 当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
  - (4) その他機構の業務に関し参考となる書類
- (機構の指定)

第3条 市長は、前条によりなされた申請が次に掲げる基準に適合すると認められるときは、機構として指定するものとする。

- (1) 事業執行体制が、法第93条に規定する機構の業務を適正かつ確実に行うことができると認められること。
- (2) 法第93条に規定する機構の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経済的基礎を有すると認められること。
- (3) 法第95条第3項の規定により指定を取り消されたものにあつては、その処分のあつた日から2年以上経過した法人であること。

2 市長は、法第92条第1項の規定により指定したときは、景観整備機構指定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋